

向井千秋記念子ども科学館公式X（エックス）運用方針

1 趣旨

本運用方針は、館林市ソーシャルメディアの利用に関する基本方針に基づき、向井千秋記念子ども科学館（以下「科学館」という。）がX（エックス）を市民等への情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 情報発信の目的

迅速かつ広範囲に情報提供を行うことにより、多くの利用者等に科学館を知っていただき、科学館の事業に参加いただくことで、科学への興味関心を高めることを目的とする。

3 用語の定義

本運用方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) X（エックス） インターネットを利用し、140字以内の短い文章を不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう
- (2) 公式X（エックス） 科学館が設置・運用するユーザー名から発信するX（エックス）をいう
- (3) アカウント X（エックス）を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう
- (4) ポスト X（エックス）に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう
- (5) リプライ 他のユーザーのポストに返信をすることをいう
- (6) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう
- (7) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように、アカウントを登録することをいう

4 運用主体及び運用管理

科学館公式X（エックス）の運用主体は向井千秋記念子ども科学館とする。運用管理責任者は向井千秋記念子ども科学館長とし、アカウントの管理及びポストの発信は科学館職員が館長の承認を得て行う。

5 アカウント名

アカウント名は「@mc_kagakukan」とする。

6 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として科学館公式X（エックス）のアカウント名を科学館公式ホームページ上に明示する。

7 発信内容等の明示

本運用方針で定めるアカウントの運営主体及び発信内容、発信方法等について、科学館公式X（エックス）のプロフィール欄に明示する。

8 発信内容

- (1) 科学館主催事業等科学館ウェブサイトに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 科学館から何らかの手段で来館者等に情報提供したもの
- (3) その他、館長が適当と認めるもの

9 禁止事項

科学館公式X（エックス）においては次に掲げる情報についてのポストを行ってはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (2) 人権、思想、信条、職業等により差別し、または差別を助長させる内容を含む情報
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報（職務上発信することが必要な情報を除く）
- (4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報
- (5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報
- (6) わいせつな内容を含む情報、その他の公序良俗に反する内容を含む情報
- (7) 信頼性に乏しい情報
- (8) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報

(9) その他、館長が不適切と判断したもの

10 運用全般に関する事項

- (1) リプライの制限 リプライは原則行わない（科学館公式X（エックス）において返信を行わないことを公式X（エックス）のプロフィール欄及び科学館ウェブサイトに明示する）。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が発信したポストで、特に館長が認めるものはこの限りではない。
- (2) リポスの制限 リポスは原則行わない。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が発信したポストで、特に館長が認めるものはこの限りではない。
- (3) フォローの制限 フォローは原則行わない。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に館長が認めるものはこの限りではない。

11 ホームページとのリンク

ポストに記載するリンクのリンク先は、原則として科学館が運営するウェブサイトのみとする。ただし、国、県、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に館長が必要と認めるものはこの限りではない。

12 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 科学館は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて行う一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

1 3 その他

- (1) X（エックス）の利用について、何らかの理由による不都合が生じた場合は、予告なしに運用管理責任者が利用を中止し、内容の変更、削除又はアカウントそのものを削除することができるものとする。
- (2) 本運用方針に定めるもののほか実施について科学館公式X（エックス）の運用に関し必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

本運用方針は、令和7年2月16日から施行する。